

京都府マンション管理士会 会報

2026年 4月号

編集者：一般社団法人 京都府マンション管理士会 広報委員会

事務局：〒600-8325 京都市下京区西洞院花屋町上ル西側町 483 六条荘1C

TEL：080-3473-6509

E-mail：kyo.mankan@gmail.com

URL：<https://kyo-mankan.net/>

2025年度定時総会のお知らせ

2025年度の定時総会を次のとおり開催いたします。

日時：2026年5月14日（木）午後6時30分～

場所：ひと・まち交流館京都 第1会議室

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1

(河原町通五条下る東側) TEL：075-354-8711

詳細は、今後会員メールでお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

京都市分譲マンション管理セミナーが開催されました。

2月28日（土）午後1時30分から午後3時30分、ひと・まち交流館京都 地下1階 ワークショップルームにて、「京都市主催 令和7年度 分譲マンション管理セミナー」が開催されました。

セミナーは、「区分所有法約20年ぶりの大改正／管理組合が今知っておくべきこと（法改正と標準管理規約改正を解説!）」をテーマに、令和8年4月の改正法施行を前に、管理組合が今知っておくべきポイントが解説されました。

セミナーの対象者は、

- ・管理規約を改定しないといけないが、進め方が分からない管理組合の役員
- ・法改正によってマンション管理がどのように変わるのか知りたい区分所有者
- ・管理組合で改正法や改正標準管理規約を説明しないといけない管理業務に携わる方などで、約90名が参加しました。

講師は、①を小林会員、②を榊原会員が務めました。

- ① マンション関係法改正の背景とポイント
- ② マンション標準管理規約改正の解説

当日は、「非常に興味深い内容や日頃の経験からの話しなど、参加者にとって得るものが大きかった。」「1時間40分という時間が、非常に短いものを感じられた。」と言った感想が寄せられました。

このセミナーの動画が、京安心すまいセンターの「京すまいの情報ひろば」で配信されていますので、未参加の会員は是非視聴ください。



<https://miyakoanshinsumai.com/column/column-32865/>

なお、今後、7月に同様のテーマでセミナーの開催が予定されています。

実務研修会を開催しました。

1月度の実務研修会

1月22日（木）午後6時30分～8時、ひと・まち交流館京都第3会議室において、実務研修会及び研修委員会が参加者4人で開催されました。

実務研修会のテーマは「京都市分譲マンション管理セミナーの模擬講演」でした。

2月度の実務研修会

2月19日（木）午後6時30分～8時20分、ひと・まち交流館京都第1会議室において、実務研修会及び研修委員会が参加者6人で開催されました。

実務研修会のテーマは「京都市分譲マンション管理セミナーの模擬講演」の2回目でした。

3月度の実務研修会



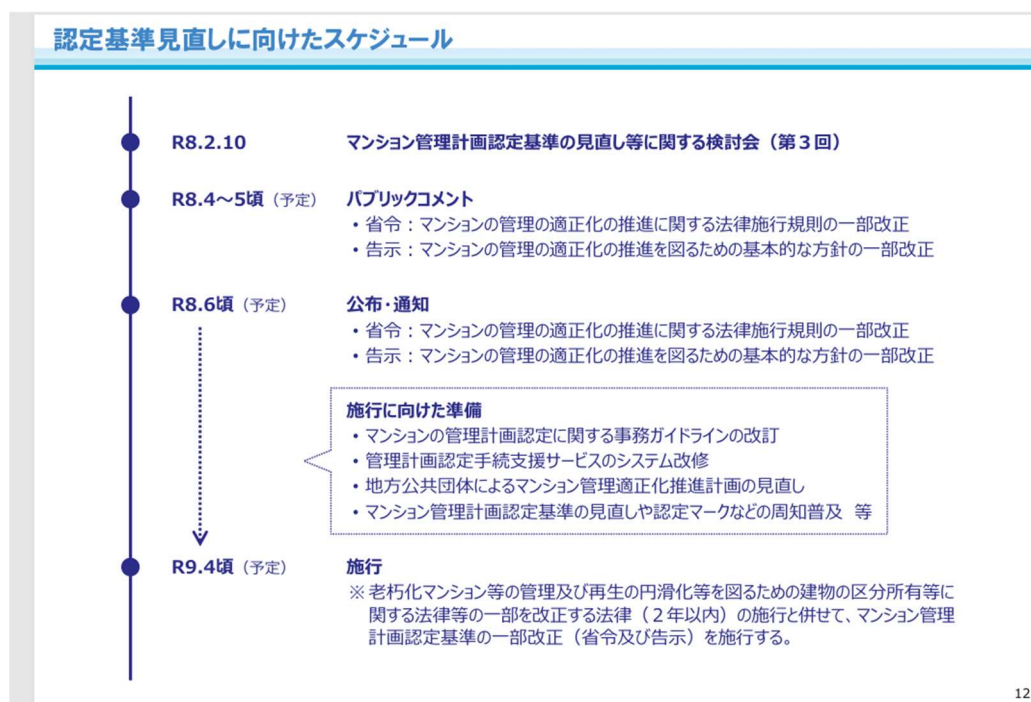
3月26日(木) 午後6時30分～7時45分、ひと・まち交流館京都 第1会議室において、実務研修会及び研修委員会が参加者7人で開催されました。

実務研修会のテーマは「京都府マンション管理士会 Web サイトの更新・操作方法について」でした。

研修会は、小林広報委員長が ZOOM によるオンラインも併用して解説されました。

分譲マンション管理計画認定制度の認定基準見直しスケジュールについて

区分所有法・標準管理規約の改正を受けて、マンション管理計画認定制度の認定基準の見直しが行われます。見直しスケジュールは次の表のとおりとなっており、4月からパブリックコメントが開始されます。



令和7年度マンション管理士試験の結果について

令和7年11月30日(日)に実施されたマンション管理士試験は、受験者数 10,984 人、合格者数 1,210 人 (昨年 1,389 人)、合格率 11.0% (昨年 12.7%) でした。

受験者と合格者の年齢別構成割合は次のとおりでした。

| | | | | |
|-------|------|---------------|------|-------------|
| 30歳未満 | 受験者数 | 959人(8.7%) | 合格者数 | 131人(13.7%) |
| 30歳代 | | 1,383人(12.6%) | | 192人(15.9%) |
| 40歳代 | | 2,262人(20.6%) | | 271人(22.4%) |
| 50歳代 | | 3,095人(28.2%) | | 346人(28.6%) |
| 60歳以上 | | 3,285人(28.9%) | | 270人(22.3%) |

合格者の平均年齢は 48.4 歳で、今年も若い層が「マンション管理士に魅力を感じていない」という状況は依然変わっていません。

本会も分譲マンションと同じく構成員の高齢化に伴う組織に対する無関心が進んでいます。高経年マンションの再生を支援する前に、本会の再生を図らなければならないと思いますが、会員各位はどのようにお考えでしょうか。

日管連ニュース

① 2026年度「認定マンション管理士研修」

今年度の「認定マンション管理士研修」は、eラーニングの受講可能期間が、2026年10月8日(木)0:00～17日(土)23:59となります。

また、効果測定は、10月21日(水)午後となります。

管理計画認定事前確認パターン③・④と予備認定の適合確認者、相談ダイヤル担当者の受託を希望される方は、認定マンション管理士登録が必要です、また、(一社)日管連管理組合サポートセンターの会員登録も同様です。

受講希望者は、今後配信される会員メールで、ご確認ください。

② 10月15日(木)に、令和8年度第18回全国マンション管理士合同研修会 in 大阪大会が開催されます。

③ 適正化診断サービス S 評価基準の改定について

2026年4月1日より、以降に依頼のあった診断から適正化診断サービスのS評価基準が改定されました。

【S評価基準】

- ・変更前：診断点数60点以上かつ管理計画認定基準16項目すべてクリア
- ・変更後：診断点数60点以上かつ管理計画認定基準16項目中15項目以上クリア

変更理由：2026年4月1日より、住宅金融支援機構のすまい・る債の利率上乗せ制度が拡充され、適正化診断サービスのS評価を取得した管理組合が同制度の対象となります。国土交通省からは、「すまい・る債の利率上乗せは管理計画認定の後押しになるようなインセンティブとしたい。そのため、利率上乗せになるS評価基準は管理計画認定にあと一步となる基準にしてほしい」との要望を受けました。そこで、すまい・る債の利率上乗せを希望する管理組合からの適正化診断サービス申し込み依頼の拡大に向け、今回の改定に至りました。

- ・今回のS評価基準改定に伴い、診断レポートの診断結果に、管理計画認定基準の適合項目数を表記する欄を追加致しました。

編集後記

長らく会報担当をしておりましたが、5月の定時総会で理事を退任することにもない、会報担当も退任いたします。つたない内容の会報をご覧いただきありがとうございました。引続き会報が発行されることと思っておりますのでご愛読をよろしく願いたします。(中井)